

熊本県公報

第13092号
令和4年(2022年)
1月7日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退…………… (高齢者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (") 2
- 種畜証明書交付…………… (畜産課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (") 4
- 令和3年度(2021年度)予算の要領…………… (財政課) 4
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 27
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の休止…………… (") 27
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の再開…………… (") 27
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の変更…………… (") 28
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定…………… (") 29
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定…………… (") 29
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 30
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 30
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 30
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 31
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 31
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 31
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 32

公 告

- 公共測量の実施…………… (監理課) 32
- 令和4年度(2022年度)及び令和5年度(2023年度)治山林道事業における測量設計等業務委託に係る指名競争入札参加希望調査…………… (技術管理課) 32
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 35
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 35
- 公共測量の実施…………… (監理課) 35
- 公共測量の実施…………… (") 35
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 36
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 36
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 37

登 載 依 頼

- 熊本県スポーツ推進審議会開催…………… (スポーツ推進審議会) 37
- 熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気(低圧)の調達に係る一般競争入札の参加資格等…………… (警察本部会計課) 37
- 熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気(低圧)の調達に係る一般競争入札の実施…………… (") 38

告 示

熊本県告示第1号
 次のとおり健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。
 令和4年(2022年)1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	辞退年月日	サービスの種類
瀬戸病院 上益城郡山都町北中島28 06番地	医療法人幸翔会	令和3年(20 21年)11月 30日	介護療養型 医療施設

熊本県告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和4年(2022年)1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ケアステーションCru tto大矢野 上天草市大矢野町中44 67-4	株式会社Steaki 熊本市東区下江津五丁目 10番22号 那須 正剛	居宅介護 重度訪問介護	令和4年(2 022年)1 月1日

熊本県告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和4年(2022年)1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
松橋ケアサービス 宇城市松橋町松橋119 9番地の1	松橋タクシー有限会社 宇城市松橋町松橋119 9番地の1 潮谷 洋子	居宅介護 重度訪問介護	令和4年(2 022年)2 月1日

熊本県告示第4号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。

令和4年(2022年)1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書 番号	家畜の名号	品種	検査 成績	飼養者	検査 場所
令和3年 (2021年) 12月21日 (火)	11349054808	光幸	褐毛和種	2級	独立行政法人 家畜改良セン ター熊本牧場	玉名市

熊本県告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和4年(2022年)1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
--------------------	-------

めーぶる薬局 上益城郡益城町惣領1308-9	令和4年(2022年)1月1日
訪問看護ステーションCruto 上益城郡嘉島町上島2110-3 グローリービル 2F	令和4年(2022年)1月1日
あまてらす訪問看護ステーションおおあそ 阿蘇市三久保578-4 A-1	令和4年(2022年)1月1日

熊本県告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)1月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)1月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	満越城本線	上天草市大矢野町中城山 10028番地先から 同所 10022番1地先まで	前	8.9 ～ 11.7	38.0	災害防除工事
			後	9.8 ～ 16.0		

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)1月7日

熊本県告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)1月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)1月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	合志市須屋字黒石屋敷 2593番1地先から 同所 2590番1地先まで	前	14.7 ～ 15.1	28.3	防交安 (交通安全)
			後	14.7 ～ 16.7		

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)1月7日

熊本県告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)1月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)1月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	324号	上天草市松島町合津字本口 4276番640地先から	前	12.4 ～	25.6	道路敷 払下げ

		同所 4 2 7 6 番 8 1 8 地先まで		13.1	
			後	11.9 ～ 12.5	25.6

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)1月7日

熊本県告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)1月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	合志市御代志字黒木原 4 3 6 0 番 1 地先から	前	15.4 ～ 18.0	60.7	防交 安 (交 通 安 全)
		同所 4 4 1 4 番 5 地先まで	後	15.4 ～ 21.8	60.7	

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)1月7日

熊本県告示第10号

令和3年度(2021年度)熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が令和3年11月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和4年(2022年)1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和3年度熊本県一般会計補正予算(第14号)

令和3年度熊本県の一般会計の補正予算(第14号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,670,879千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ991,665,029千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負担金		3,875,671	6,000	3,881,671
	1 負担金	3,106,160	6,000	3,112,160
2 国庫支出金		253,569,000	2,599,795	256,168,795
	1 国庫負担金	51,167,517	273,514	51,441,031
	2 国庫補助金	199,377,610	2,326,281	201,703,891
3 繰入金		40,161,093	192,344	40,353,437
	1 基金繰入金	39,695,045	192,344	39,887,389
4 繰越金		824,455	1,167,971	1,992,426
	1 繰越金	824,455	1,167,971	1,992,426
5 諸収入		96,744,516	48,769	96,793,285
	1 雑入	15,738,768	48,769	15,787,537
6 県債		114,679,000	656,000	115,335,000
	1 県債	114,679,000	656,000	115,335,000
歳入合計		986,994,150	4,670,879	991,665,029

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		41,340,969	1,078,469	42,419,438
	1 総務管理費	12,949,430	546,360	13,495,790
	2 企 画 費	9,647,810	440,091	10,087,901
	3 徴 税 費	7,303,708	70,611	7,374,319
	4 市 町 村 振 興 費	7,268,735	21,407	7,290,142
2 民 生 費		114,982,101	353,165	115,335,266
	1 社会福祉費	67,731,871	151,908	67,883,779
	2 児童福祉費	38,923,834	469	38,924,303
	3 災害救助費	3,416,952	200,788	3,617,740
3 衛 生 費		111,102,477	631,838	111,734,315
	1 公衆衛生費	96,080,244	593,270	96,673,514
	2 環境衛生費	12,073,291	34,013	12,107,304
	3 医 薬 費	1,344,287	4,555	1,348,842
4 農 水 産 業 林 業 費		66,152,956	471,843	66,624,799

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 農 業 費	18,790,472	254,925	19,045,397
	2 畜 産 業 費	2,276,728	78,922	2,355,650
	3 農 地 費	23,241,916	76,495	23,318,411
	4 水 産 業 費	4,370,452	61,501	4,431,953
5 商 工 費		152,503,599	220,000	152,723,599
	1 商 業 費	137,298,832	170,000	137,468,832
	2 工 鉱 業 費	8,237,761	50,000	8,287,761
6 土 木 費		85,186,016	453,025	85,639,041
	1 道 橋 りょう 路 費	39,422,989	35,000	39,457,989
	2 河 川 海 岸 費	28,191,593	418,025	28,609,618
7 警 察 費		38,543,640	42,000	38,585,640
	1 警 察 管 理 費	34,323,812	42,000	34,365,812
8 教 育 費		142,683,334	383,538	143,066,872
	1 教 育 総 務 費	34,778,542	70,000	34,848,542
	2 中 学 校 費	21,717,576	300	21,717,876

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 高等学校費	29,956,431	7,750	29,964,181
	4 特別支援 学 校 費	13,194,949	2,850	13,197,799
	5 大 学 費	1,205,621	302,638	1,508,259
9 災害復旧費		38,886,687	1,037,001	39,923,688
	1 農林水産業 災 害 復 旧 費	14,499,119	569,400	15,068,519
	2 商 工 災 害 復 旧 費	998,987	16,524	1,015,511
	3 土 木 災 害 復 旧 費	19,524,547	395,230	19,919,777
	4 教 育 災 害 復 旧 費	663,684	55,847	719,531
歳 出 合 計		986,994,150	4,670,879	991,665,029

第2表 繰越明許費補正		
1 追 加		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 1,943,392
	1 総務管理費	1,495,486
	2 企画費	117,000
	3 防災費	330,906
2 民 生 費		1,518,318
	1 社会福祉費	1,497,511
3 衛 生 費		189,950
	1 環境衛生費	189,950
4 勞 働 費		169,918
	1 職業訓練費	169,918
5 農 林 水 産 業 費		2,645,000
	1 農業費	1,388,000
	2 畜産業費	298,000
	3 水産業費	959,000
6 商 工 費		1,307,757
	1 工鉱業費	1,074,758
	2 観光費	232,999

款	項	金 額
7 土 木 費		千円 1,218,890
	1 土 木 管 理 費	429,326
	2 住 宅 費	789,564
8 警 察 費		257,501
	1 警 察 管 理 費	173,560
	2 警 察 活 動 費	83,941
9 教 育 費		4,101,790
	1 教 育 総 務 費	125,012
	2 高 等 学 校 費	2,295,718
	3 特 別 支 援 学 校 費	1,448,577
	4 社 会 教 育 費	232,483
10 災 害 復 旧 費		21,918,707
	1 総 務 災 害 復 旧 費	2,268,039
	2 商 工 災 害 復 旧 費	596,524
	3 土 木 災 害 復 旧 費	18,867,096
	4 教 育 災 害 復 旧 費	187,048
合 計		35,271,223

2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 農 林 水 産 業 費		千円 7,047,150	千円 22,842,500
	1 農 地 費	3,382,450	12,421,800
	2 林 業 費	3,664,700	10,420,700
2 土 木 費		12,952,098	50,047,224
	1 道路橋りょう費	5,765,698	25,196,621
	2 河川海岸費	3,033,300	17,966,919
	3 港 湾 費	693,000	2,317,234
	4 都市計画費	3,460,100	4,566,450
3 災 害 復 旧 費		100,000	12,243,000
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	100,000	12,243,000
合 計		20,099,248	85,132,724

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 熊本地震犠牲者追悼式開催業務	令和4年度	千円 4,363
2 行政職員初任者研修バス等賃借	令和4年度	2,000
3 秘書事務委託業務	令和4年度 ～令和6年度	145,530
	年次別内訳	
	令和4年度	48,510
	令和5年度	48,510
令和6年度	48,510	
4 広報関係業務	令和4年度	38,739
5 首都圏広報業務	令和4年度	10,068
6 旅券発給業務	令和4年度 ～令和6年度	53,901
	年次別内訳	
	令和4年度	17,967
	令和5年度	17,967
令和6年度	17,967	
7 くまモン利用許諾審査業務	令和4年度	23,554
8 熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業	令和4年度	141,285
9 万日山緑地公園管理運営業務	令和4年度 ～令和8年度	80,745
	年次別内訳	
	令和4年度	16,149
	令和5年度	16,149
	令和6年度	16,149
令和7年度	16,149	
令和8年度	16,149	

事 項	期 間	限 度 額
10 ふるさとくまもと応援寄附金関係業務	令和4年度 ～令和6年度	千円 175,500
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度	58,500 58,500 58,500
11 マイナンバーカード取得促進事業	令和4年度	72,891
12 保健・医療・福祉関係業務	令和4年度	40,880
13 こども総合療育センター整備事業 宇 城 市	令和4年度	29,722
14 応急仮設住宅賃借	令和4年度	65,880
15 海域水質環境調査業務	令和4年度	16,397
16 しごと相談・支援センター関係業務	令和4年度	11,362
17 職業能力開発拠点整備事業 熊 本 市	令和4年度	78,986
18 障がい者特別委託訓練業務	令和4年度 ～令和5年度	9,450
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度	4,725 4,725
19 就職氷河期世代活躍促進事業	令和4年度	25,499
20 地域無料就労相談窓口関係業務	令和4年度	60,984
21 農業公園管理運営業務	令和4年度 ～令和8年度	326,250
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	65,250 65,250 65,250 65,250 65,250

事 項	期 間	限 度 額
22 阿蘇火山活動営農対策降灰分析調査業務	令和4年度	千円 2,444
23 農業生産基盤整備事業	令和4年度	200,000
24 積算基礎資材単価調査業務	令和4年度	43,500
25 生食用カキ検査業務	令和4年度	3,423
26 水産環境整備事業	令和4年度	323,000
27 漁港建設管理費	令和4年度	10,230
28 漁港施設機能強化事業	令和4年度	110,000
29 水産物供給基盤機能保全事業	令和4年度	330,000
30 水産生産基盤整備事業	令和4年度	100,000
31 くまモン隊管理運営事業	令和4年度	186,682
32 観光統計パラメータ調査事業	令和4年度	4,380
33 庁用自動車賃借	令和4年度	11,088
34 建設単価調査業務	令和4年度	29,315
35 道路維持費	令和4年度	197,000
36 道路新設改良費	令和4年度	453,000
37 河川掘削事業費	令和4年度	164,000

事 項	期 間	限 度 額
38 河川改良費	令和4年度	千円 30,000
39 海岸保全費	令和4年度	50,000
40 港湾建設費	令和4年度	1,021,000
41 テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地公園管理 運營業務	令和4年度 ～令和8年度	215,240
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	43,048 43,048 43,048 43,048 43,048
	令和4年度 ～令和8年度	897,970
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	179,594 179,594 179,594 179,594 179,594
	令和4年度	89,903
44 熊本時習館海外チャレンジ推進事業	令和4年度	11,065
45 青少年教育施設管理運營業務	令和4年度 ～令和8年度	1,578,811
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	315,734 315,746 315,749 315,845 315,737

事 項	期 間	限 度 額
46 県立美術館分館管理運営業務	令和4年度 ～令和6年度	千円 126,009
	年次別内訳	
	令和4年度	42,003
	令和5年度	42,003
令和6年度	42,003	
47 給食業務	令和4年度 ～令和6年度	244,348
	年次別内訳	
	令和4年度	156,324
	令和5年度	43,989
令和6年度	44,035	

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 道路改築事業 (国道324号第二天草 瀬戸大橋) 天 草 市	令和4年度	千円 1,380,000	(補正前に同じ)	令和4年度	千円 2,180,000
2 警察関係業務	令和4年度 ～令和5年度	1,671,101	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和5年度	2,555,148
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度	1,012,633 658,468		年次別内訳 令和4年度 令和5年度	1,836,268 718,880
3 県有施設等管理業務	令和4年度 ～令和7年度	2,156	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和8年度	5,739,016
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度	539 539 539 539		年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	3,604,101 1,066,740 1,058,908 4,903 4,364
4 情報処理関連業務	令和4年度 ～令和8年度	1,214,254	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和8年度	1,499,512
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	673,578 260,810 228,777 34,306 16,783		年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	856,426 313,601 278,396 34,306 16,783
5 事務機器等賃借	令和4年度 ～令和10年度	1,740,076	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和11年度	2,519,422
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	418,481 368,458 358,832 356,641 216,788 15,727 5,149		年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	499,722 500,448 490,822 488,129 346,766 102,214 55,503 35,818

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
教 育 施 設 現 年 発 生 国 庫 費 補 助 事 業 費	千円 15,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
観 光 施 設 現 年 発 生 単 県 費 災 害 復 旧 事 業 費	16,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
教 育 施 設 現 年 発 生 単 県 費 災 害 復 旧 事 業 費	9,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
計	40,000			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農地防災国庫補助事業費	千円 274,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 290,000			
河川国庫補助事業費	1,866,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	1,878,000			
砂防国庫補助事業費	2,195,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	2,357,000			
耕地災害現年発生国庫補助事業費	6,000	(借入方法) 証書借入又	借り入れ る資金に	満期一括償還 等	15,000			
公共土木現年発生国庫補助事業費	1,521,000	は証券発行(他 の地方公共団	ついて、 利率の見	ただし、県 財政の都合に	1,531,000	(補正前に同じ)		
家畜保健衛生所整備事業費	198,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	210,000			
県有施設保全改修事業費	319,000	(その他)	においては、	は借換えをす ることができ	354,000			
単県砂防整備事業費	1,143,000	工事その他 の都合により、	当該見直 し後の利	る。	1,193,000			
公共土木現年発生単県災害復旧事業費	31,000	一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	率)		341,000			
計	7,553,000				8,169,000			

令和3年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 繰越明許費		
款	項	金額
		千円
1 土 木 費		592,651
	1 港 湾 費	592,651
合 計		592,651

第2表 債務負担行為補正		
追 加		
事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和4年度 ～令和8年度	千円 14,823
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	11,643 795 795 795 795

令和3年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)

令和3年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	金額
		千円
1 土 木 費		20,000
	1 港 湾 費	20,000
合	計	20,000

令和3年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度熊本県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
熊本北部流域下水道水質法定検査業務	令和4年度	千円 6,880
球磨川上流流域下水道水質法定検査業務	令和4年度	5,700
八代北部流域下水道水質法定検査業務	令和4年度	5,620
熊本北部流域下水道管理運営業務	令和4年度 ～令和8年度	4,166,917
	年次別内訳	
	令和4年度	818,626
	令和5年度	866,423
	令和6年度	802,166
球磨川上流流域下水道管理運営業務	令和4年度 ～令和8年度	876,310
	年次別内訳	
	令和4年度	174,236
	令和5年度	179,563
	令和6年度	170,713
	令和7年度	169,416
	令和8年度	182,382

八代北部流域下水道管理運営業務	令和4年度 ～令和8年度	千円 1,015,685
	年次別内訳	
	令和4年度	206,786
	令和5年度	214,992
	令和6年度	209,588
	令和7年度	192,930
	令和8年度	191,389

令和3年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度熊本県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和4年度	千円 1,865
	令和4年度 ～令和8年度	1,375
事務機器等賃借	年次別内訳	
	令和4年度	275
	令和5年度	275
	令和6年度	275
	令和7年度	275
	令和8年度	275

令和3年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度熊本県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和4年度	千円 61,310

令和3年度熊本県一般会計補正予算（第15号）

令和3年度熊本県の一般会計の補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,385,980千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ991,380,130千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		253,569,000	3,558,866	257,127,866
	1 国庫負担金	51,167,517	172,946	51,340,463
	2 国庫補助金	199,377,610	3,385,920	202,763,530
2 繰越金		824,455	279,419	1,103,874
	1 繰越金	824,455	279,419	1,103,874
3 諸収入		96,744,516	547,695	97,292,211
	1 受託事業収入	2,425,330	547,695	2,973,025
歳 入 合 計		986,994,150	4,385,980	991,380,130

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		41,340,969	36,550	41,377,519
	1 企 画 費	9,647,810	36,550	9,684,360
2 衛 生 費		111,102,477	3,375,920	114,478,397
	1 公衆衛生費	96,080,244	3,375,920	99,456,164
3 農 水 産 業 林 費		66,152,956	425,815	66,578,771
	1 畜 産 業 費	2,276,728	425,815	2,702,543
4 商 工 費		152,503,599	547,695	153,051,294
	1 工 鉱 業 費	8,237,761	547,695	8,785,456
歳 出 合 計		986,994,150	4,385,980	991,380,130

第2表 繰越明許費補正		
追 加		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 36,550
	1 企 画 費	36,550
2 商 工 費		547,695
	1 工 鉱 業 費	547,695
合 計		584,245

熊本県告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年（2022年）1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（薬局）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
とよかわ薬局	宇城市松橋町南豊崎593-4	令和3年（2021年）9月30日
りんどう薬局	八代市永碓町1245-2	令和3年（2021年）9月30日

熊本県告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年（2022年）1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
おおどうクリニック	天草市亀場町亀川1731-1	令和3年（2021年）7月31日

熊本県告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により

次の指定医療機関から指定の再開の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年（2022年）1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
おおどうクリニック	天草市亀場町亀川1731-1	令和3年（2021年）12月1日

熊本県告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年（2022年）1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
八代病院シーサイドこころケアステーション 八代市郡築1番町179	名 称		令和3年（2021年）10月1日
	八代病院	八代病院シーサイドこころケアステーション	

医療機関の名称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
高橋医院 八代市弥生町12番地1	所 在 地		令和3年（2021年）11月1日
	八代市錦町10番地1 八代ハートクリニック内	八代市弥生町12番地1	

(歯科)

医療機関の名称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
那須歯科医院 人吉市灰久保町19-2	所 在 地		令和3年（2021年）9月6日
	人吉市紺屋町90	人吉市灰久保町19-2	
松本歯科医院 人吉市五日町75	人吉市九日町115	人吉市五日町75	令和3年（2021年）9月24日

(薬局)

医療機関の名称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
ひまわり薬局西合志店 合志市須屋2665-10	所 在 地		令和3年（2021年）11月1日
	合志市須屋2665-4	合志市須屋2665-10	

(訪問看護)

医療機関の名称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
熊本セントラル病院訪問看護ス	所 在 地		令和2年（2020年）10月3日
	菊池郡大津町大字室	菊池郡菊陽町原水2	

テーション 菊池郡菊陽町原 水2921	955	921	
---------------------------	-----	-----	--

熊本県告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年（2022年）1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
永田眼科	菊池郡菊陽町津久礼243 4番地	令和3年（2021年） 11月1日

（歯科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
八代きらら歯科クリニック	八代市萩原町一丁目8番2 0号	令和3年（2021年） 11月1日

（薬局）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
とよかわ薬局	宇城市松橋町南豊崎593 番地4	令和3年（2021年） 10月1日
みどり薬局	上益城郡嘉島町上島964 番地2	令和3年（2021年） 12月1日
りんどう薬局	八代市永碓町1245番地 2	令和3年（2021年） 10月1日

（訪問看護）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
かがやき園訪問看護ステーション	八代市通町8-30	令和3年（2021年） 11月11日
訪問看護ステーションさかきだ	上益城郡御船町大字御船9 03番地	令和3年（2021年） 11月15日
訪問看護えんのした	玉名郡玉東町山口53-3 藤本ハイツ202	平成30年（2018 年）10月1日
訪問看護ステーションしおん	菊池郡大津町大字室172 8番地1テクノ・ヴィラN 208号室	令和3年（2021年） 12月1日

熊本県告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年（2022年）1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（はり・きゅう師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
山下 崇嘉	KEiROW熊本武蔵ヶ丘ステーション	菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北1丁目5-11 神山ハイツ	令和3年（2021年）11月11日

(柔道整備師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
堀川 健太	堺整骨院 荒尾院	荒尾市原万田字八反田630-1	令和3年(2021年)8月19日

熊本県告示第17号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和4年(2022年)1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町芋生字黒猪1585番、1586番1、1586番3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字黒猪1585番・1586番1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1586番3
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第18号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和4年(2022年)1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市菊鹿町長字迫2240番6・2240番6、2240番80、字丸岩2400番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字迫2240番6・2240番66(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第19号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和4年(2022年)1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町多久字金原2493番1から2493番3まで、2494番から2497番まで、2498番1、2500番
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字金原2497番・2498番1・2500番(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 令和4年（2022年）1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町甲佐平字中園1644番1、1645番1、1645番2、1646番1、1647番2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中園1644番1・1645番1・1645番2・1646番1・1647番2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 令和4年（2022年）1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市菊鹿町長字山田1716番19、1716番20、1716番26

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山田1716番19・1716番20・1716番26（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 令和4年（2022年）1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町目丸字金地又2556番3、2558番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字金地又2556番3・2558番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。
(「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第23号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和4年(2022年)1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町椎持字松尾2599番2、2601番、2611番、2654番、2656番2、2658番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字松尾2599番2・2601番・2611番・2654番・2658番(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、2656番2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。

(「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第1号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県知事から次のおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和4年(2022年)1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量(県営天草中央北地区確定測量)	令和3年(2021年) 12月15日から 令和4年(2022年) 3月25日まで	天草市五和町御領地内

熊本県公告第2号

令和4年度(2022年度)及び令和5年度(2023年度)において熊本県農林水産部森林局が発注する測量、設計等業務委託に係る指名競争入札に参加を希望する者について、次のおり調査を行う。

令和4年(2022年)1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 対象者

令和4年度(2022年度)及び令和5年度(2023年度)の熊本県土木部監理課に登録された熊本県入札参加者資格を有する者又は当該資格を有する見込みのある者であつて、別表に定めるものであること。

2 提出書類及び部数

	提 出 書 類	提出部数
1	「治山」・「林道」事業関係業務委託に係る指名競争入札参加希望調査申請書(別記第1号様式)	1部
2	技術者経歴書(別記第2号様式から4号様式まで)	1部
3	測量・設計等実績調書(別記第5号様式)	1部
4	資格の登録を証する書面の写し	1部
5	切手を貼付した返信用封筒	1部

3 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

- 4 提出期限
公告の日から令和4年(2022年)2月4日までとする。
(郵送の場合は、令和4年(2022年)2月4日消印有効)
- 5 提出先
(1) 持参の場合 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館9階農林水産部農村振興局技術管理課
(2) 郵送の場合 〒862-8570(県庁専用郵便番号)
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 農林水産部農村振興局技術管理課
- 6 結果通知
1の対象者に該当するか否かについては、令和4年(2022年)3月31日までに文書で通知する。
- 7 問合せ先
熊本県農林水産部農村振興局技術管理課 電話096-333-2467
- 8 その他
様式については、県庁ホームページから入手すること。

別表 技術者該当区分

(1) 地質・土質調査業務

技術者の名称	技 術 経 歴
地質調査技師 同等以上	当該業務に関する専門的知識及び技術を有する者であって、次のいずれかに該当するもの 1 技術士の登録(総合技術監理部門(選択科目:森林—森林土木)又は森林部門(選択科目:森林土木))を受けた者 2 博士(森林土木に該当する部門) 3 R C C Mの登録(森林土木部門)を受けた者 4 次の各号のいずれかに該当するもの (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に規定する大学を卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上であるもの (2) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に規定する専門学校を卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上であるもの (3) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格(以下この表において「同等資格」という。)を有する者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が28年以上であるもの

(2) 測量業務等

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法(昭和24年法律第188号)第49条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上である者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が3年以上である者

(3) 設計業務等

技術者の名称	技 術 経 歴
主任技師 同等以上	当該業務に関する専門的知識及び技術を有する者であって、次のいずれかに該当するもの 1 技術士の登録(総合技術監理部門(選択科目:森林—森林土木)又は森林部門(選択科目:森林土木))を受けた者 2 博士(森林土木に該当する部門) 3 R C C Mの登録(森林土木部門)を受けた者 4 林業技士の登録(森林土木部門)を受けた者 5 次の各号のいずれかに該当するもの (1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に

	<p>規定する大学を卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上であるもの</p> <p>(2) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校を卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上であるもの</p> <p>(3) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格（以下この表において「同等資格」という。）を有する者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が28年以上であるもの</p>
--	--

(4) 現場技術業務

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者 (技師A)	<p>1 技術士（森林部門（選択科目：森林土木））の登録を受けた者</p> <p>2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上あるもの</p> <p>(2) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上あるもの</p> <p>(3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学を卒業した者（以下この表において「大学卒業者」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上であるもの</p> <p>(4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校を卒業した者（以下この表において「専門学校卒業者」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が17年以上であるもの</p> <p>(5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格（以下この表において「同等資格」という。）を有する者（以下この表において「高等学校卒業者」という。）であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が20年以上であるもの</p> <p>ただし、上記2の(1)から(5)において森林土木部門の職務に従事した期間中に治山部門の職務に従事した期間が4年以上であるものに限る。</p>
現場技術員 (技師C)	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 2級土木施工管理技士の資格を取得後、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上であるもの</p> <p>(2) 大学卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上であるもの</p> <p>(3) 専門学校卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上であるもの</p> <p>(4) 高等学校卒業者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が11年以上であるもの</p> <p>ただし、(1)から(4)において森林土木部門の職務に従事した期間中に治山部門の職務に従事した期間が4年以上であるものに限る。</p>
現場技術員 (技術員)	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 2級土木施工管理技士の資格を取得したもの</p> <p>(2) 森林土木部門の職務に従事した期間が3年以上であるもの又は</p>

これと同程度以上の知識及び技術を有するもの

熊本県公告第3号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年（2022年）1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
杉下 政一	人吉市上漆田町	人吉市東漆田町字栗ノ丸2402番1ほか1筆
杉下 政一	人吉市上漆田町	人吉市東漆田町字椎貝1863番
中原 誠	人吉市下原田町西門	人吉市上原田町字菖蒲字小園186番ほか6筆
中原 誠	人吉市下原田町西門	人吉市上原田町字菖蒲字小園183番
中原 誠	人吉市下原田町西門	人吉市上原田町字菖蒲字小園184番
西川 定信	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字尾町252番1
酒井 裕則	球磨郡錦町木上北	球磨郡錦町大字木上北字村松289番12
川村 達郎	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上南字塚ノ原1509番12ほか1筆
福丸 功	上天草市松島町教良木	上天草市松島町教良木字畑田1974番1

2 認可年月日

令和3年（2021年）12月22日

熊本県公告第4号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年（2022年）1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社坂田商店	熊本市西区春日	菊池郡菊陽町大字辛川字下乙若2684番1ほか1筆

2 認可年月日

令和3年（2021年）12月22日

熊本県公告第5号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年（2022年）1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（3級基準点測量）	令和3年（2021年） 12月20日から 令和4年（2022年） 3月25日まで	熊本市南区富合町上杉地内

熊本県公告第6号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の

規定により林野庁九州森林管理局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年(2022年)1月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(航空レーザ測量)	令和3年(2021年)12月7日から 令和4年(2022年)3月4日まで	球磨郡湯前町、多良木町、水上村

熊本県公告第7号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)1月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
岩山 年夫	宇土市恵塚町	宇土市椿原町字水落49番ほか4筆
中村 広幸	宇土市神合町	宇土市下網田町字高古崎2947番1ほか5筆
森田 達也	宇土市下網田町	宇土市下網田町字西原上2352番1ほか3筆
村上 伸	宇土市入地町	宇土市城塚町字井樋口42番ほか8筆

2 認可年月日

令和3年(2021年)12月23日

熊本県公告第8号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)1月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
上田 栄治	熊本市東区画図東	熊本市東区画図町大字上無田字西五反田187番
水上 博徳	熊本市南区御幸西	熊本市南区御幸西無田町字北無田448番1ほか2筆
中村 正光	熊本市北区龍田	熊本市東区上南部四丁目577番1ほか1筆
橋本 一誠	熊本市南区南高江	熊本市南区南高江四丁目2331番
今村 浩司	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二ノ柏木谷2881番1ほか2筆
山下 真功	熊本市東区小峯	上益城郡益城町大字馬水字西道165番1
岡松 賢一	熊本市東区沼山津	上益城郡益城町大字惣領字迎城ノ尾1936番ほか4筆
大村 幸誠	上益城郡益城町小谷	上益城郡益城町大字田原字東大久保1719番ほか1筆
上野 幸述	上益城郡甲佐町横田	上益城郡甲佐町大字船津字上川原1413番
株式会社つかさ農園	上益城郡御船町豊秋	上益城郡甲佐町大字府領字南原2024番ほか1筆

株式会社つかさ 農園	上益城郡御船町豊秋	上益城郡甲佐町大字府領字南原2040番
---------------	-----------	---------------------

2 認可年月日
令和3年(2021年)12月23日

熊本県公告第9号

熊本市西区に事務所を置く梅洞土地改良区理事長田中博文から令和3年(2021年)8月31日付けで申請のあった定款の変更については、令和3年(2021年)12月24日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。
令和4年(2022年)1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

熊本県スポーツ推進審議会公告第1号

令和3年度(2021年度)熊本県スポーツ推進審議会の会議を次のとおり開催する。
令和4年(2022年)1月7日

熊本県スポーツ推進審議会会長

- 日時
令和4年(2022年)2月3日(木)
午前10時00分から午前11時50分
- 場所
県庁本館 5階 審議会室
- 議題
(1) 熊本県のスポーツ推進についての意見交換
(2) その他
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県スポーツ推進審議会事務局
(熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課スポーツ振興班)
(電話096-333-2710)

熊本県警察本部告示第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和4年(2022年)1月7日

熊本県警察本部長 山 口 寛 峰

- 競争入札に付する事項
熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気(低圧)
- 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
(1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581

- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和4年(2022年)1月18日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和6年(2024年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和5年(2023年)10月1日から令和5年(2023年)11月30日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県警察本部公告第1号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
令和4年(2022年)1月7日

熊本県警察本部長 山口 寛峰

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気(低圧)
- (2) 使用予定電力量(2年間)
ア 低圧電力相当契約 454, 466 kWh
イ 従量電灯B相当契約 971, 326 kWh
ウ 従量電灯C相当契約 702, 280 kWh
エ 深夜電力B相当契約 6, 700 kWh
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財・管理係(熊本県庁警察棟2階)
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
電気(低圧)供給仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 調達期間(供給期間)
令和4年(2022年)4月の検針日から令和6年(2024年)4月の検針日の
前日まで
- (7) 供給場所
ア 低圧電力相当は、仕様書に示す「低圧電力相当契約供給場所一覧」のとおり
イ 従量電灯B相当は、仕様書に示す「従量電灯B相当契約供給場所一覧」のとおり
ウ 従量電灯C相当は、仕様書に示す「従量電灯C相当契約供給場所一覧」のとおり
エ 深夜電力B相当は、仕様書に示す「深夜電力B相当契約供給場所一覧」のとおり
- (8) 契約の種類
単価契約
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、入札説明書に示す内訳書及び契約種別毎の内訳明細書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であることを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定

ること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間
公告の日から令和4年(2022年)2月3日(木)午後5時まで

- (4) 提出先
1(4)の入札担当部局

- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年(2022年)2月3日(木)午後5時まで受け付ける。

- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年(2022年)2月17日(木)まで行う。

- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和4年(2022年)2月16日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和4年(2022年)2月17日(木)午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)、及び入札説明書に示す内訳書及び契約種別毎内訳明細書(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和4年(2022年)2月16日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書、内訳書及び契約種別毎内訳明細書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書、内訳書及び契約種別毎内訳明細書を入れること。

- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書及び契約種別毎内訳明細書が添付されていない入札

- (7) 入札の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額

錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
 1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額の単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び使用予定電力量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警務部会計課施設管理室管財・管理係
 電話番号 096-381-0110（内線2264）

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581

ウ 入札手続き（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班
 電話番号 096-333-2580

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032

オ 入札システムに関するお問い合わせ先

電話番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Purchasing

Planned use amount of electric power in two years in

- A. Equivalent contract of low voltage electricity 454,466(kilowatt-hour)
- B. Equivalent contract of meter-rate lighting B 971,326(kilowatt-hour)
- C. Equivalent contract of meter-rate lighting C 702,280(kilowatt-hour)
- D. Equivalent contract of night-time electricity 6,700(kilowatt-hour)

to be used in buildings that Kumamoto Prefectural Police Headquarters manages

(2) Date and Place for tender

Date: February 17th, 2022 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Police Headquarters, Police Administration Department,
Property Management Division

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan

Phone: 096-381-0110 (Ext. 2264)

(4) Other (その他)

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen